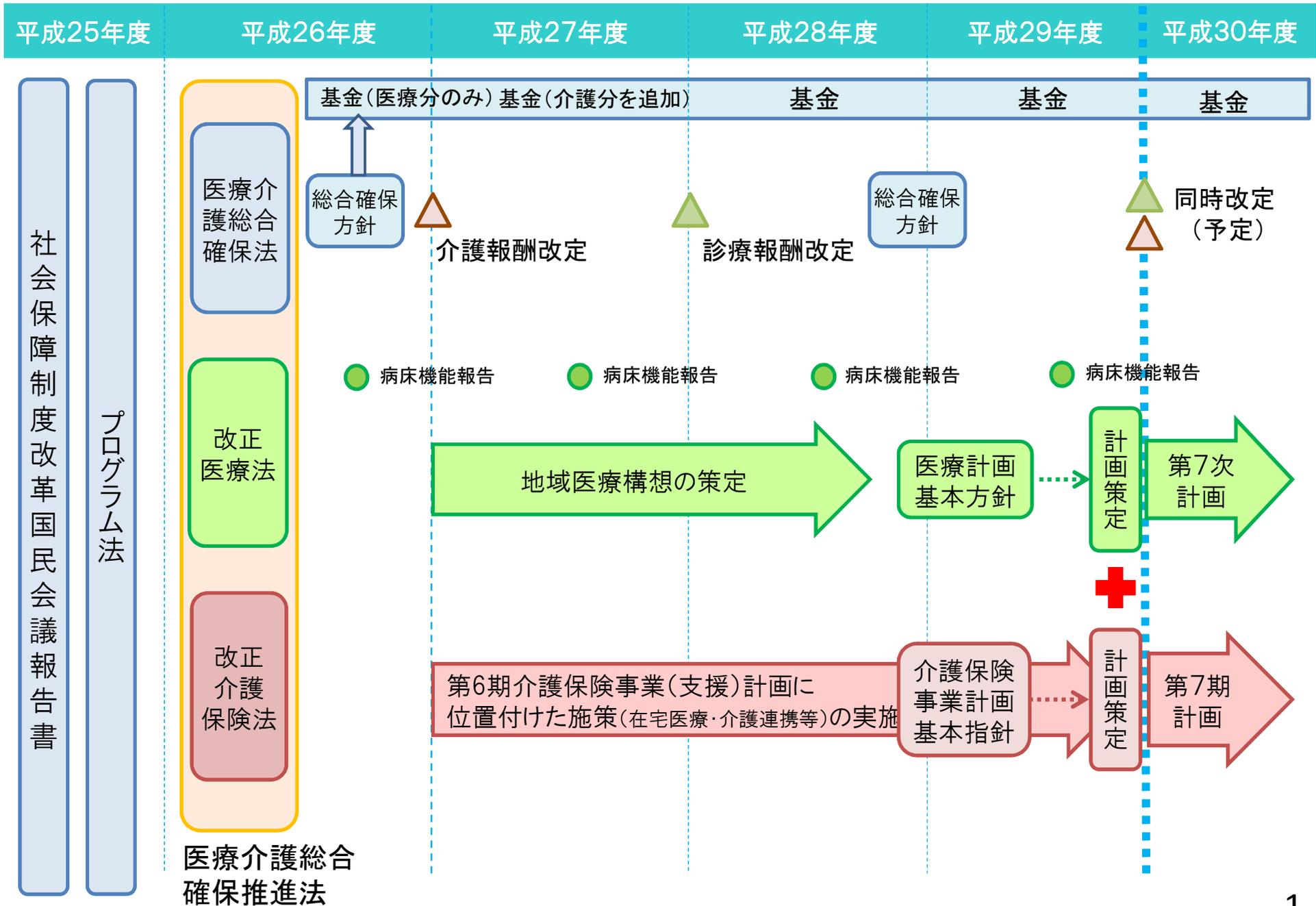


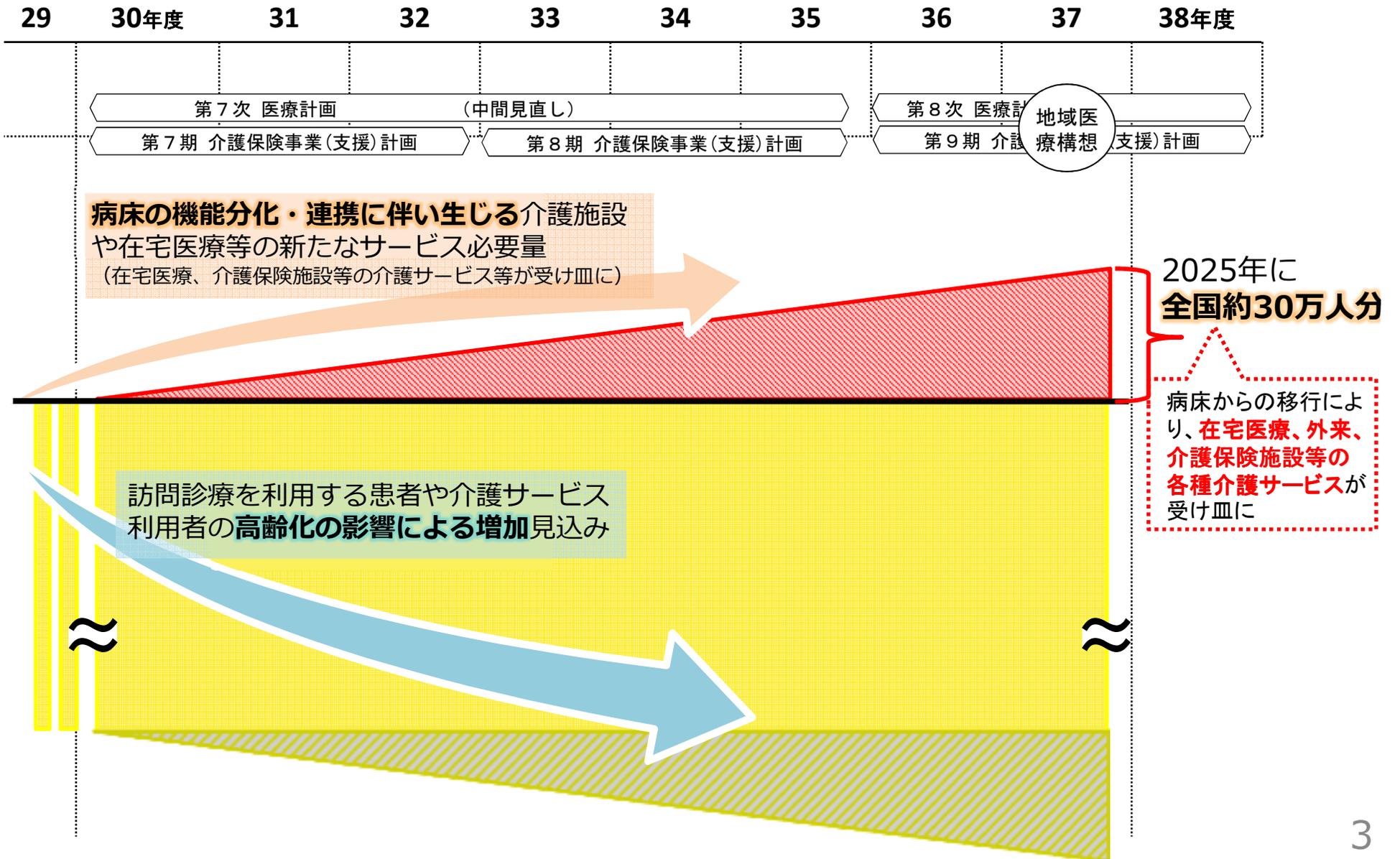
医療と介護の一体的な改革に係る主な取組のイメージ



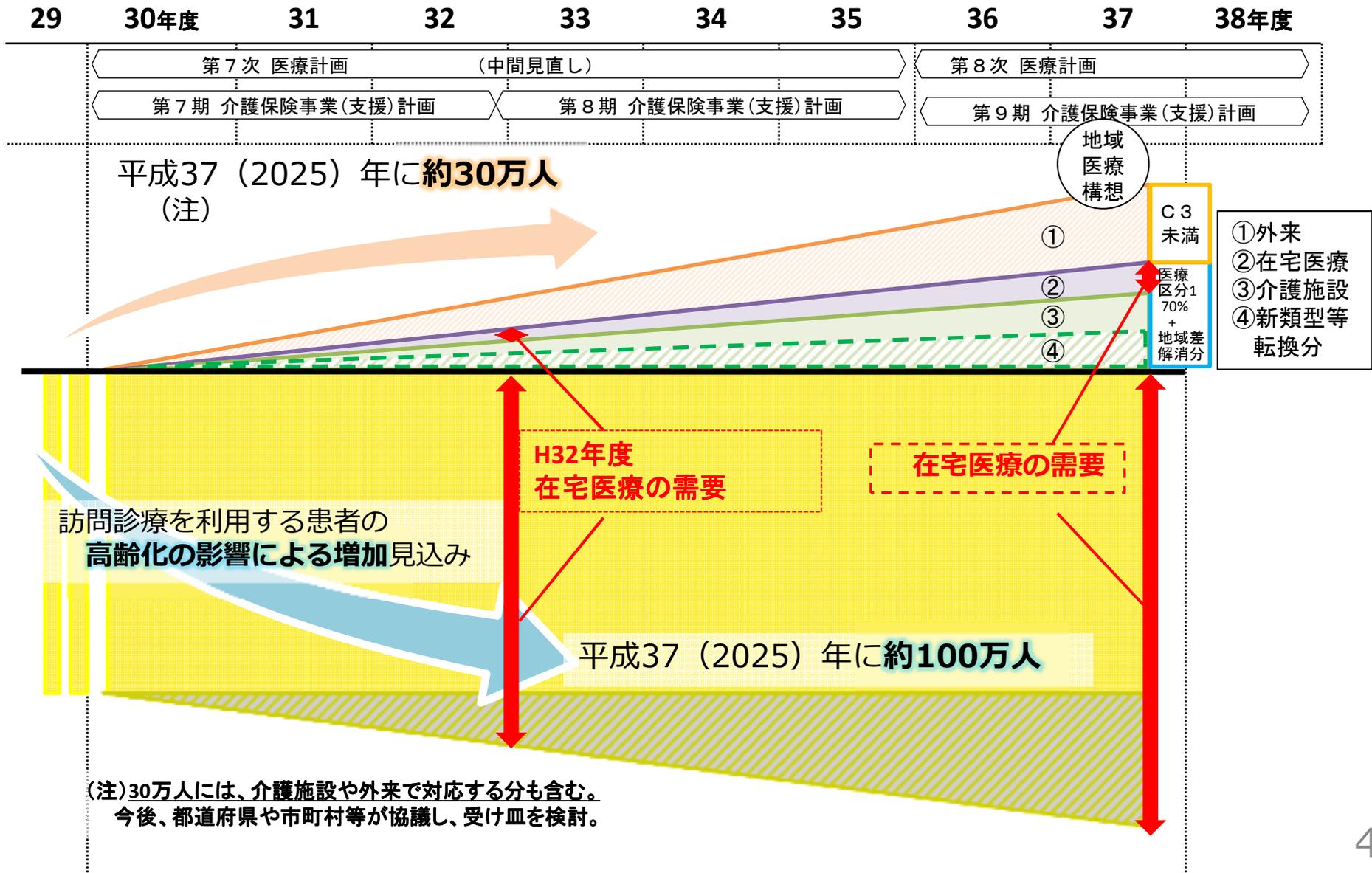
平成32年度在宅医療の整備目標について

病期	項目
日常の療養支援	訪問診療を実施している診療所数・病院数
	訪問薬剤指導を実施する薬局数
	居宅に歯科訪問診療を実施している診療所数
	施設に歯科訪問診療を実施している診療所数
急変時の対応	往診を実施している診療所・病院数
	24時間対応体制加算の届出をしている訪問看護ステーション数
	機能強化型訪問看護管理療養費の届出をしている訪問看護ステーション数
看取り	在宅看取り(ターミナルケア)を実施している診療所・病院数

地域医療構想を踏まえた2025年における介護施設・在宅医療等のイメージ



目標設定の対象となる在宅医療の需要のイメージ

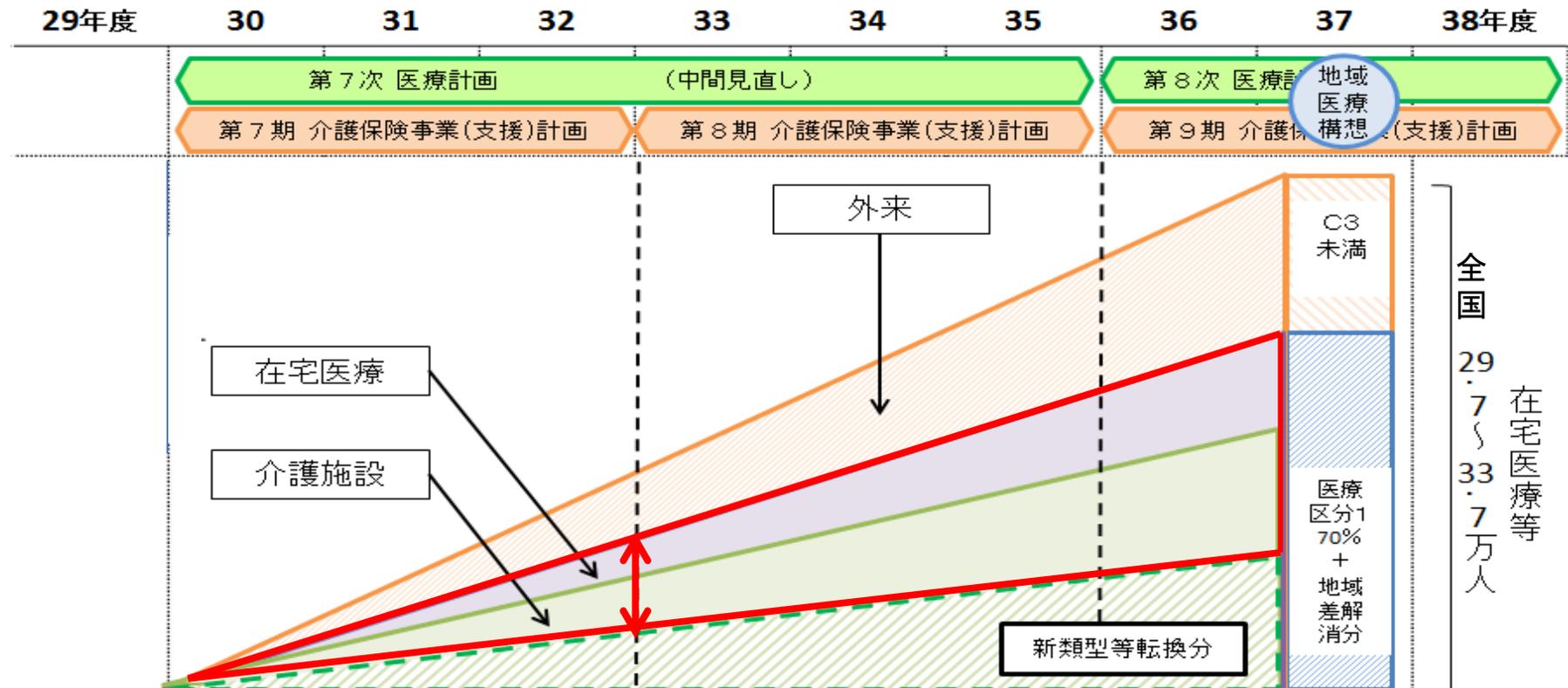


保健医療計画、介護保険事業計画における目標・見込み量との関係

○追加的需の在宅医療と介護施設の医療サービス量の割合を調整することが必要

(愛媛県の基本的な考え方)

療養病床の患者の退院先の調査結果(患者調査:国実施)により、在宅医療と介護施設が受け持つ割合を1:3とする。⇒市町と調整済



医療計画、介護保険事業計画における目標・見込み量との関係②

- 在宅医療等の新たなサービス必要量は、2025年に向けて、約30万人程度となると推計。
- これらの受け皿としては、療養病床の転換等による在宅医療、介護施設の整備の他、一般病床から在宅医療等に対応するものについては、外来医療等に対応することが考えられる。
- 対応にあたっては、それぞれの提供体制の整備主体が協議し、医療計画及び介護保険事業計画の計画期間に応じた、統合的な整備目標・見込み量を立てる必要がある。

